

第15回 安来市農業委員会議事録

平成30年9月21日 午後2時40分 第15回安来市農業委員会会議を安来市伯太庁舎会議室に招集する。

1. 出席委員

1番 北中 宏一君	2番 武上 隆雄君	3番 杉原 建君	4番 木戸 芳己君
5番 仲佐 久子君	6番 北川 正幸君	7番 安松 智君	8番 藤原 明紀君
9番 増田 和夫君	10番 板垣 裕志君	11番 新田 里恵君	12番 塩見 秀雄君
13番 板金 悟君	14番 渡邊 克実君	15番 佐々木吉茂君	16番 岡田 一夫君
17番 吉村 正君	18番 齋藤 哲君	19番 渡辺 和則君	

2. 欠席委員

なし

3. 出席事務局

竹内 章二君 堀江 雄二君 原 美穂子君

4. 議事案件

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定 平成30年9月21日 1日
日程第 3	議第58号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 4	議第59号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第 5	議第60号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 6	議第61号 農用地利用集積計画の決定について
日程第 7	報第53号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
日程第 8	報第54号 農用地利用配分計画の認可の公告について
日程第 9	報第55号 認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用届出について

5. 議事

事務局：竹内 章二君

定刻になりましたので、只今から第15回安来市農業委員会を始めさせていただきますと思います。

それでは、本日お手元に配布しております資料は日程、申請総括表であります。ご確認をお願いします。

初めに、岡田会長のあいさつをお願いいたします。

議長：岡田 一夫君

【挨拶】

議長：岡田 一夫君

本日の会議について事務局から報告願います。

事務局：竹内 章二君

本日の会議ですが、農業委員会等に関する法律 第27条第3項に基づき定足数に達しましたので、第15回安来市農業委員会の会議を開催します。

議長：岡田 一夫君

欠席委員はありますか。

事務局：竹内 章二君

ありません。

議 長：岡田 一夫君

日程第1 議事録署名委員の指名 を議題といたします。議事録署名委員は、委員会会議規則第13条により13番 板金委員、14番 渡邊委員 を指名いたします。

議 長：岡田 一夫君

日程第2 会期の決定を議題とします。お諮りいたします。今会議は本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

【異議なしの声多数】

議 長：岡田 一夫君

ご異議なしと認めます。よって会議は本日1日と決定いたしました。

議 長：岡田 一夫君

日程第3 議第58号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

2 ページをご覧ください。議第58号 農地法第3条の規定による許可申請について このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第10条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。続いて3ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、2件で、「所有権移転」に関する案件1件と「地上権設定」1件です。現地につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。

1番は、受贈による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離 約100m、農機具はトラクター1台を所有しています。その他必要な農機具は集落営農組織から借上げしているとのこと。労働力は本人1名となります。また農繁期には1名を臨時で雇用する計画です。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、無償です。

2番は、地上権設定に関する案件です。農地の上に太陽光パネルを設置するため地上権を設定するものです。本件の許可と、このあとご審議いただく農地法第5条の営農型太陽光発電の設置に伴う一時転用の許可とセットで効力が発生します。地上権の設置に係る農地法第3条許可については、農地法第3条第2項の要件を満たす必要はありませんが、当該農地および周辺農地の営農条件に支障を生ずる恐れが無く、農地の所有者の同意を得ていると認められる場合に許可相当とされるものです。また、農地法第5条の営農型太陽光設備の設置の許可と、農業委員会の3条の地上権の設定の許可日が同一でされることとなっておりますので、この場で可決された場合は、第5条の許可に関し、島根県農業会議による諮問を経たのち、同日で許可を出すこととなります。なお、この農地の対価は、無償です。以上です。

議 長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員から補足説明を1番の案件について 12番 塩見委員 お願いします。

12番 塩見 秀雄君

12番 塩見です。1番案件の場所の説明からいたします。伯太庁舎の前を主要地方道安来伯太日南線が走っておりますが、これを井尻方面に約3km上がりますと井尻トンネルがあります。バイパスの道路であ

ります。そのトンネルの手前を左折しまして400m行ったところが現地でございます。譲渡人はすでに米子市の方へ出ておられます。譲渡人の要望にもありますが譲受人は13,744㎡の農地を意欲的に耕作しております。今回の申請地を譲り受けることによって他に影響はないと考えますので委員の皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議長：岡田 一夫君

次に、2番の案件について 14番 渡邊委員 お願いします。

14番 渡邊 克実君

14番 渡邊でございます。2番案件について、まず場所ですが、9号線を豊島町の信号がある交差点から論田方面に向かう市道がございます。そこを約500m位進みますと左側に出来須町という看板が立っております。そこを左折し、突き当たりの交差点がちょうど出来須の公会堂に当たります。そこをもう一度さっき入った市道の方へ向かってすぐの場所でございます。この案件につきましては、先ほど事務局から説明があったように営農型太陽光発電の施設となる申請でございます。地上権ということで、申請農地また周辺農地に影響はないと考えますので、委員の皆様方のご審議をよろしく願いいたします。以上です。

議長：岡田 一夫君

ここで事務局より訂正がございます。

事務局：堀江 雄二君

失礼します、一部訂正をお願いいたします。3ページの2番案件の契約の種類のところでございますが、その他使用収益権（地上権）、その続きに有償と書いてありますが、先ほど私が説明しました通り無償が正解でございます。訂正してお詫びいたします。申し訳ございませんでした。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。それでは只今から1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

次に、2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

19番 渡辺 和則君

はい。

議長：岡田 一夫君

19番 渡辺委員。

19番 渡辺 和則君

19番 渡辺です。営農型太陽光ということで、この方は上荒島のほうもされていると思いますが、今度やられるところは下で何を作られるのでしょうか。

事務局：堀江 雄二君

お答えいたします。この後の5条でも説明いたしますがシイタケを栽培される予定でございます。詳細につきましては5条の審議案件の時に事務局説明させていただきます。

議長：岡田 一夫君

よろしいでしょうか。

19番 渡辺 和則君

はい。

議長：岡田 一夫君

他に質疑はありますか。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

日程第4 議第59号 農地法第4条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

4ページをご覧ください。議第59号 農地法第4条の規定による許可申請について このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第30条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。5ページに案件の内容、6ページから7ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第4条の許可申請は、2件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告させていただきます。

1番は、土地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断します。転用目的は、植林です。申請者は長年、当該農地を耕作してきましたが、鳥獣被害の発生、排水不良、耕作者の高齢化から対応に苦慮するようになり、農地としての維持管理から植林による維持管理への変更を計画しました。これは、申請地以外では、その目的が達成できないことから、農地法第4条第2項第6号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。

2番は、土地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断します。転用目的は、駐車場及び倉庫です。申請者の世帯では現在、5台の車両を保有していますが、自宅の駐車場スペースは2台しかなく、3台は玄関前などに駐車している状況です。自動車の駐車状況としては、いずれも適切でないため駐車場の確保、あわせて物置のスペースも不足していることから倉庫の新設も計画しました。目的の性質上、できる限り自宅に近い場所に駐車場及び倉庫を確保する必要があり、農地以外の適地を探しましたが見つからず自己が所有する農地に駐車場及び倉庫を整備するものです。これは、申請地以外では、その目的が達成できないことから、農地法第4条第2項第6号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について 17番 吉村委

員 お願いします。

17番 吉村 正君

17番 吉村です。6ページの位置図をご覧ください。左下に縮小図がございますが、さぎの湯温泉から広瀬方面に向かいますと、ホームセンターなどがあります。そこから石原地内に入ります。北西の方に川沿いに上がっていただきます。この位置図にあります半場川を道路沿いに約400m北西に進むと、中央の左側の場所になります。半場川の砂防堰堤がございますが、その直下の両側にあります農地2筆でございます。以上です。

議長：岡田 一夫君

2番の案件について 11番 新田委員 お願いします。

11番 新田 里恵君

11番 新田です。7ページをご覧ください。伯太庁舎前の主要地方道安来伯太日南線を安来方面に5kmほど下り、千代富橋交差点を右折して50m行き、そこを左折して30m行った左側が申請地です。

議長：岡田 一夫君

次に、現地調査について1班からの調査報告を4番 木戸委員 お願いします。

4番 木戸 芳己君

4番 木戸です。現地調査報告を行います。9月19日、事務局において13時20分より板垣班長、齋藤委員、吉村委員、板金委員、武上委員、北中委員と私、木戸。事務局より竹内局長、堀江係長が出席しております。堀江係長から現地調査案件7件の概要説明を受け、現場に出向きました。それでは4条、1番案件の調査報告をいたします。現地で地元委員の吉村委員の説明を受けました。申請地は山間部に位置し、長年にわたり農地として維持管理されてこられました。イノシシ被害にあうようになりました。6ページにあります案内図、142番3は災害のため排水不良になり、耕作できない状態になりました。248番1の土地は今年も稲作をしておりますが、申請者も高齢になり、後継者もおらず、耕作放棄地になるよりも植林をして荒廃しないように管理を行うということで、現地調査班としては適当と考えますので、皆様方のご審議よろしく願いいたします。続いて2番案件も説明させていただきます。地元委員、新田委員、岡田会長から説明を受けまして、申請人宅は現在2台分の駐車場がありますが、現在所有している台数は5台ありまして、3台は玄関前に駐車しております。隣人にも迷惑をかけておりますので、申請人の自宅近くの土地に車庫と倉庫、倉庫といいますが物置だと思っておりますが、木造ガルバニウム鋼板葺き平屋建てで、床面積54㎡の建物1棟を建築し、6m×6mの車庫2台分と、3m×6mの物置を建設されます。1台については敷地内に露天駐車をされます。雨水等は自然流下及び市道3面コンクリート側溝に排水する。基本的には大きな造成工事はないということです。以上により、現地調査班としては適当と考えておりますので、皆様方のご審議よろしく願いいたします。以上です。

議長：岡田 一夫君

地元委員から補足説明がありましたら説明をお願いします。

議長：岡田 一夫君

ないようですので、1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

次に、2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

日程第5 議第60号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

8ページをご覧ください。議第60号 農地法第5条の規定による許可申請について このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第57条の2の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。9ページに案件の内容、10ページから14ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は、5件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。

1番は、土地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断します。転用目的は、真砂土採取、排水路設置、権利の設定は賃借権の設定です。期間は一時転用で2年間です。賃借人は、現在、平成28年10月15日から平成30年10月14日までの2年間、一時転用で許可に基づき操業していますが、島根県松江県土整備事務所長に対し、更に向こう2年間に渡り、採取期間継続の申請をしています。これまでと同様に真砂土採取及び排水路を確保するものです。これは、申請地以外では、その目的が達成できないことから、農地法第5条第2項第2号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は、年額10,000円です。

2番は、農地の区分は、土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業又はこれに準ずる事業で、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であることから、第1種農地と判断します。今回の申請地に関係する特定土地改良事業とは、島根県が昭和44年度から平成10年度に施行した「飯梨川沿岸地区県営かんがい排水事業」のことで、転用目的は、営農型太陽光発電設備の設置、権利の設定は賃借権の設定です。期間は一時転用で3年間です。申請者は太陽光発電を行う会社で、太陽光発電設備を設置できる土地を探していました。そこで、地権者の同意が得られ、ソーラーパネルを効率良く設置でき、日照条件の良い申請地で、営農をしながら太陽光発電を行うものです。営農型太陽光発電設備の設置の一時転用にあたり、次のことを確認しています。(1) 下部の農地における営農が適切に継続される事 営農の適切な継続とは、国の通知によれば、下部の農地における単収が、同じ年の地域の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減少していないことを指します。営農計画では、椎茸を栽培する計画となっています。パネルの外周に寒冷紗を、パネルの下に散水施設を設置し、ビニールハウスでの栽培と同様の環境をつくり栽培するとのことです。この栽培方法については、一般財団法人日本きのこセンターの意見書によるものです。収穫の見込みについては、地域の平均的な収穫として島根県農業経営指導指針からほだ木1000本あたり400kgに対し、鳥取県で行われている太陽光パネル下での収穫状況を参考にほだ木1000本あたり360kgの収穫を見込んでおり、地域の平均的な収穫の80%を超える計画になっています。

(2) 簡易な構造で、容易に撤去できる支柱である事 支柱は直径20cmのものであり、簡易な構造で、

容易に撤去できる支柱となっています。(3) 支柱の高さ、間隔等から見て農作業に必要な機械等を効率的に利用できる空間が確保されている事 支柱の高さ、間隔等から見て農作業に必要な機械等を効率的に利用できる空間が確保されている事ですが、1.92mから3.5mの高さとなっており、おおむね2m以上という条件は、満たされています。(4) 周辺農地への影響がないこと 当該農地の位置等からみて、周辺農地への影響はありません。(5) 支柱を含め営農型発電設備を撤去するに必要な資力及び信用があること 資金計画において必要な資金が確認されています。また、転用事業者と営農者の間で撤去に関する確約書が取り交わされています。(6) 電気事業者と転用事業者が連系に係る契約を締結する見込みがあること 再生可能エネルギー発電設備に関する認定及び電気事業者との接続及び電力受給契約に関する書類を確認しています。これは、農地法施行令第11条第1項第2号、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で、当該農地を供する事が必要であると認められる場合に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この土地の賃貸料は、年額7万円です。

3番は、農地の区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地と判断します。転用の目的は、来客用、従業員用駐車場で、権利の設定は賃借権の設定です。申請者は、当該農地の隣接地で建設業を営んでいます。事業拡大及び従業員の増加により、保有する重機等の車両及び従業員の通勤車両の駐車スペースの不足が生じ、従業員の通勤車両は、安田川沿いの土手に駐車する状況になっています。車両の駐車状況としては、適切でないため駐車場の確保を計画しました。業務の性質上、事業者に近い場所を確保する必要があり、農地以外の適地を探しましたが見つからず当該申請農地に来客用、従業員用駐車場を整備するものです。これは、農地法施行規則第35条第1項第5号、既存の施設の拡張に該当すると考えます。「既存の施設の拡張」とは、既存の施設の機能の維持・拡充等のため、既存の施設に隣接する土地に施設を整備することをいい、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の面積の2分の1を超えないものに限られます。本申請地に隣接している既存の施設のある土地の面積は2,574.51㎡です。問題はないと考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は、月額30,000円です。

4番は、土地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断します。転用目的は、個人住宅、権利の設定は使用貸借権の設定です。申請者は、現在、市内で勤務する事業所の社員住宅に住んでいますが、子供が大きくなるにつれて手狭になってきたことから自宅の新築を計画しましたが、適地が見つからず、親が所有する実家の隣接農地を申請するものです。これは、申請地以外では、その目的が達成できないことから、農地法第5条第2項第2号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。

5番は、農地の区分は、農地の区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地と判断します。転用の目的は、農家住宅で、権利の設定は使用貸借権の設定です。譲受人と譲渡人は親子関係があり、譲受人は、これまでも譲渡人の農作業を手伝ってきましたが、譲渡人が以前のような農業に従事できない状況になったため、兄弟で協力して譲渡人に代わって農業に従事することになりました。譲渡人の住宅は別の兄弟が同居しているため、増築の余地がなく、一方で農業に従事することから、できるだけ譲渡人の住宅に近い場所に住む必要があります。申請地以外の適地を探しましたが見つからず、また、農作業への利便性から、譲渡人の農作業施設に隣接する当該農地を申請するものです。これは、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第1項第4号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について 7番 安松委員 お願いします。

7番 安松 智君

7番 安松でございます。1番案件の場所について説明いたします。10ページの位置図をご覧ください。

上の方を横に走っているのが9号線でございますが、JR安来駅から約500m東にある和田踏切からJR山陰本線の南側を並行して走っております市道和田旧国道線を東へ約600m進んだところの右手が申請地となっております。以上です。

議長：岡田 一夫君

2番の案件について 14番 渡邊委員 お願いします。

14番 渡邊 克実君

14番 渡邊でございます。2番案件の場所の説明をいたします。11ページの位置図の左下の縮小図をご覧ください。下の方にあります赤い線が9号線でございます。その右側にディスカウントストアがありますが、そこから南北に真っすぐ通っておりますのが論田方面に向かう市道でございます。豊島の交差点からこの市道に入り、論田方面に向かっていただきますと、この縮小図で切れているところ、その角の所に出来須町という看板が立っております。そこを左折しまして突き当りに出来須町の公会堂がございます。そしてもう一度市道に入り少し行った場所が申請地になります。以上です。

議長：岡田 一夫君

3番の案件について 1番 北中委員 お願いします。

1番 北中 宏一君

1番 北中です。3番案件の場所の説明をいたします。12ページをご覧ください。位置図上部に県道米子広瀬線が走っておりまして、左の方に安田交流センターがございます。そこを米子方面に200m行き、右折して100m行ったところの左手が申請地です。以上です。

議長：岡田 一夫君

4番の案件について 18番 齋藤委員 お願いします。

18番 齋藤 哲君

18番 齋藤でございます。13ページをご覧ください。位置図の真ん中に流れている川が吉田川です。この右側に走っている道路を上の方に上がっていきまると県道安来広瀬線、切川橋の東側のところに当たります。その袂から約500m南の方に入りまして、東の方に入って200mほど行った場所でございます。この吉田川の東側に走っております道路をずっと下の方に行きますと赤崎の方に行く道になります。以上でございます。

議長：岡田 一夫君

5番の案件について 3番 杉原委員 お願いします。

3番 杉原 建君

3番 杉原です。5番案件の説明をいたします。14ページをご覧ください。県道米子広瀬線、位置図の左側が広瀬町方面です。広瀬町方面より大塚町方面に進み、市立南小学校の前が申請場所です。以上です。

議長：岡田 一夫君

次に、現地調査について1班からの調査報告を4番 木戸委員 お願いします。

4番 木戸 芳己君

4番 木戸です。農地法5条の1番案件の現地報告をさせていただきます。現地で地元委員の安松委員の説明を受けました。この申請は2年間の一時転用で、継続案件です。真砂土採取及び排水路設置の許可申請が松江県土整備事務所へ平成30年7月30日に受付されております。土砂採取に関しましては雨水等に関

しては、素掘沈殿池に集中して対応されます。ダンプの出入りのため駐車場も設置されており、地域住民からも開発に対して協力が得られているということです。土砂排水路設置の排水路は真砂土採取後、法面と平地との間に排水路を設置し、法面からの雨水を排水するため、既存の排水路へつなぎ排水するということが一緒に申請が出ております。以上のことから現地調査班としては適当と考えております。皆様方のご審議のほどよろしくお願ひいたします。続きまして2番案件について報告させていただきます。地元委員の渡邊委員の説明を受けました。営農型太陽光発電設備を整備するもので3年間の一時転用です。707㎡の敷地に52本の支柱を設置し、下部でシイタケ栽培を行うということです。太陽光パネルの低いところで1.9m、高いところで3.5mの下で作業することは可能だと思われます。ほだ木896本設置し、敷地内に井戸ポンプを作りシイタケ栽培の水分補給にあて、外周に寒冷紗を設置し、現況の状態で使用します。なお、一般財団法人日本きのこセンターから農業委員会あてに、太陽光発電設備を利用した原木シイタケ栽培は、当該施設の生産性向上及び土地の活用の観点からも推奨できるとの意見書が届いております。現地調査班としては適当と考えております。皆様方のご審議のほどよろしくお願ひいたします。続いて3番案件、現地で地元委員の北中委員、塩見委員からの説明を受けました。南側に隣接する事務所駐車場と同等の高さ、水田の1.5mを盛土します。北側、東側には50cm幅の畦畔を設け、それから法面を作ります。雨水等は自然流下及び西側市道に既存の3面コンクリート水路があり、そこに排水します。隣接及び周辺の詳細が得られています。なお、土地改良区の許可も受けていますので、現地調査班としては適当と考えております。皆様方のご審議のほどよろしくお願ひいたします。続きまして4番案件、地元委員の齋藤委員から現地で説明を受けました。申請地の西側宅地にある母屋敷地に居宅木造瓦葺2階建てを今回建設します。申請地はその居宅へ行く進入路、自己用駐車場、来客用駐車場、合併式浄化槽及び庭として利用する予定です。雨水等は北側、西側は既存側溝へ排水し、東側は敷地内3面コンクリート水路へ流します。汚水は合併式浄化槽により処理後、雨水とともに北側の既存水路に排水する。基本的に造成は行いません。現地調査班としては適当と考えておりますので、皆様方のご審議のほどよろしくお願ひいたします。続いて5番案件、地元委員の杉原委員の説明を現場で受けました。申請地は県道102号、米子広瀬線から幅3.2m、長さ35.8mの進入路を作り、その続きに縦22.3m、横16.47mのところ居宅木造瓦葺2階建てを新築します。1階65㎡、2階52㎡を建設します。汚水については私設の公共枡へ、雨水等は集水枡に集め西側既存の3面コンクリート水路に排水します。ここも造成工事は行いません。現地調査班としては適当と考えております。皆様方のご審議のほどよろしくお願ひいたします。以上です。

議 長：岡田 一夫君
地元委員から補足説明がありましたら説明をお願いします。

議 長：岡田 一夫君
ないようですので、1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君
次に、2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

12番 塩見 秀雄君
はい。

議 長：岡田 一夫君

12番 塩見委員。

12番 塩見 秀雄君

12番 塩見です。今回の申請ですが、シイタケをやるという話ですが、707㎡の内1.6㎡というのはどういう意味なのか教えていただきたいと思います。

事務局：堀江 雄二君

営農型太陽光の場合ですと、その支柱の部分のみを一時転用するとなっていますので、支柱52本の計画だったと思いますが、52本の支柱部分の面積を足していくと1.6㎡ということになります。

12番 塩見 秀雄君

わかりました。そうするとこの中に896本のほだ木をやるという数字が出ておりますが、これはどのようにして取得というか、購入されるのか、自分でやられるのか、分かれば教えていただきたい。

4番 木戸 芳己君

ほだ木ですね。購入だと聞いております。

12番 塩見 秀雄君

購入であればホームセンターかどこかだと思いますが、この707㎡の面積の中に900本近くという数字は妥当なのかどうなのか。その辺は現地を見てどう思われましたか。

14番 渡邊 克実君

よろしいでしょうか。

議長：岡田 一夫君

14番 渡邊委員。

14番 渡邊 克実君

14番 渡邊です。ほだ木の積み方ですけど、井桁に積んでいく方式なのでおそらく良いのではないかと思います。1組7段くらいです。

12番 塩見 秀雄君

了解しました。

議長：岡田 一夫君

他に質疑はありますか。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

次に、3番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

次に、4番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

次に、5番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

日程第6 議第61号 農用地利用集積計画の決定について を議題としますが、その前に9月の会議でのご質問に対して事務局から説明があります。

事務局：堀江 雄二君

議事に入る前に、前回の総会で質疑のありました議案における耕作面積の表示について説明いたします。本日配布しました資料をごらんください。まず原則、議案における耕作面積の表示方法ですが、議案における譲渡人の耕作面積は、農業委員会での議決前のため、当該農地を含めた面積となります。例でお示しているとおり、議案における譲渡人の耕作面積は、貸し付ける農地の面積を含めた面積になります。18条による合意解約された農地を改めて利用権設定をする場合、18条の合意解約の議案及び利用権設定の議案がともに農業委員会での議決前のため、18条による合意解約された農地が、利用権設定の議案の譲渡人の耕作面積に含まれない面積となります。例も示していますのでご確認ください。以上が、議案における耕作面積の表示方法になります。前回質疑がありました下坂田町333番1及び下坂田町333番2については、所有権移転の経過を確認したところ、譲渡人に所有権が移転したのち、使用貸借で当該農地を貸していましたが、耕作者が亡くなり、使用貸借の効力はなくなっていました。農家台帳上は、使用貸借のままになっており、その状態で利用権設定の議案が作成されたため、結果、譲渡人の耕作面積がゼロになっていたものです。いずれにしても、今後は、利用権設定申請時又は議案作成時に、確認し、対応してまいります。

議 長：岡田 一夫君

説明が終わりました。それでは質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

18番 斎藤 哲君

はい。

議長：岡田 一夫君
18番 齋藤委員。

18番 齋藤 哲君
18番 齋藤です。(3)の平成20年に亡くなられたということで、民法の規定で使用貸借の効力はなくなっていたということがありますが、この方には相続される方はおられなかったということよろしいですか。

事務局：堀江 雄二君
使用貸借の場合、借りておられた方が亡くなられた時点で使用貸借の効果自体がなくなりますので、相続の対象にならないということです。持ち主さんが使用貸借で貸しておられて、持ち主さんが亡くなられた場合は相続の対象になりますが、借りておられた方は亡くなられた時点で、使用貸借の目的が達成されてしまうので、使用貸借権が消滅してしまうということになります。

議長：岡田 一夫君
齋藤委員、よろしいですか。

18番 齋藤 哲君
はい。

議長：岡田 一夫君
他に質疑はありますか。

議長：岡田 一夫君
質疑がないようですので、続きまして、議第61号について事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君
15ページをご覧ください。議第61号 農用地利用集積計画の決定について このことについて、別紙のとおり決定依頼がありましたので農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により審議を求めるものです。計画要請につきましては、18ページ下段の表の「利用集積計画件数、面積」の欄をご覧ください。今月は、賃借権が6件、10,314㎡、使用貸借が1件、1,238㎡、全体で7件、総面積が11,552㎡となっています。詳細につきましては、農林振興課から説明があります。以上です。

農林振興課 種田 容子君
失礼いたします。議第61号についてご説明いたします。詳細は19ページからです。今月の利用集積計画は、番号1～3番までは農地中間管理機構の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業により農地の中間管理権を設定するものです。また、4番はいわゆる利用権設定の申請であり、借受人は解除条件付き貸借契約が必要な一般法人で、確約書等の提出を受け、要件を満たしていることを確認しております。以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長：岡田 一夫君
説明が終わりました。それでは質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

日程第7 報第53号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

20ページをご覧ください。報第53号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第21条の規定による届出書の提出がありましたので報告するものです。21ページに届出内容載せていますのでご覧ください。今月の届出については、1件で、全て相続です。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第8 報第54号 農用地利用配分計画の認可の公告について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

22ページをご覧ください。報第54号 農用地利用配分計画の認可の公告について このことについて、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定により公告されたので報告するものです。25ページから30ページに農用地利用配分計画の認可の公告の内容をつけていますのでご覧ください。農地中間管理事業によりしまね農業振興公社に利用権が設定された農地26筆が、このたび、個人及び法人に賃貸借設定を受けた旨が公告されました。認可年月日は平成30年8月8日となっております。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第9 報第55号 認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

31ページをご覧ください。報第55号 認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用届出について このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第53条の規定による届出書の提出がありましたので報告するものです。32ページをご覧ください。今月の届出は1件で、KDDI携帯電話無線基地局の設置です。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。この案件については報告事項ですので、以上とします。

議長：岡田 一夫君

本日の議案の審議は全て終わりました。以上で、第15回安来市農業委員会会議を閉会とします。

(午後 3時45分)